

岡山県備中県民局高梁地域事務所庁舎設備保全業務仕様書

1 業務実施場所の所在地及び施設名称

岡山県高梁市落合町近似286-1

岡山県備中県民局高梁地域事務所 本館・第二庁舎・東棟・北棟・旧地域建設課分室及び庁舎敷地内(別紙岡山県備中県民局高梁地域事務所庁舎配置図のとおり)

2 業務を行う日及び業務時間

(1) 業務期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、業務日は、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除いた日とする。

なお、令和9年度以降において、歳入歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約は解除するものとする。

(2) 業務時間は、7時45分から17時15分とする。

(1時間30分の休憩時間を含む。)

3 業務の実施

(1) 業務基準

業務は、別紙「岡山県備中県民局高梁地域事務所庁舎設備保全業務基準」により行う。

(2) 留意事項

- ・ 業務に際しては、岡山県備中県民局高梁地域事務所の業務運営に支障をきたさないよう十分配慮する。
- ・ 業務の必要上借用した鍵は、業務終了後に速やかに返却する。
- ・ 火気及び衛生に十分配慮する。
- ・ 水の使用に際しては、コンセント、事務機器等の保全に十分配慮する。
- ・ 業務のため机その他の備品を移動する場合は、損傷を与えないよう丁寧に取り扱うとともに、業務終了後は、元の位置に戻す。
- ・ 水道、電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明を使用した場合は、業務終了後速やかに消灯する。

4 業務責任者及び業務員

(1) 業務責任者

- ・ 受託者は、業務責任者を1名選任する。

- ・ 業務責任者は、受託業務の遂行に関し必要な事項について、委託者との連絡及び調整等を行う。
- ・ 受託者が業務責任者を選任したときは、委託者に業務責任者選任届を提出し承認を受ける。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務員

- ・ 受託者は、「2業務を行う日及び業務時間」の間は業務員1名以上を高梁地域事務所に常駐させることとする。
- ・ 受託者は、業務員名簿を委託者に提出し承認を受ける。業務員に変更が生じた場合も同様とする。
- ・ 業務員は、危険物取扱者三種以上の資格と設備の点検整備業務に十分な技術を有する者とする。
- ・ 業務作業時以外の業務員待機場所は、本館1階機械室とする。

(3) 業務に使用する材料、機械、器具等(被服及び属具を除く。)

- ・ 業務に使用する材料、機械、器具等については、委託者が整備し、指定する場所に保管する。
- ・ 持ち込み備品等については、委託者の承諾を得る。

5 費用の負担

- ・ 委託者が作業の実施状況の不備を発見し、受託者に対し作業の手直しを命じた場合に係る費用については、受託者が負担する。

6 共用施設の利用

- ・ 業務員は、施設内の便所等の一般共用施設を利用することができる。

7 業務の再委託

- ・ 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受託者は、委託者の承認を得た場合は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

8 その他

- ・ この仕様に示されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者、受託者双方協議のうえ決定し、誠実にこれを行う。